

改正

平成11年9月22日本部訓令甲第14号
平成12年3月10日本部訓令甲第7号
平成12年6月30日本部訓令甲第13号
平成13年3月15日本部訓令甲第2号
平成14年3月15日本部訓令甲第4号
平成14年7月24日本部訓令甲第18号
平成15年1月27日本部訓令甲第29号
平成15年3月7日本部訓令甲第3号
平成15年3月14日本部訓令甲第9号
平成16年1月19日本部訓令甲第2号
平成16年3月12日本部訓令甲第8号
平成17年3月11日本部訓令甲第2号
平成18年3月10日本部訓令甲第5号
平成19年3月7日本部訓令甲第2号
平成19年9月21日本部訓令甲第18号
平成20年3月6日本部訓令甲第3号
平成21年3月13日本部訓令甲第8号
平成21年9月25日本部訓令甲第17号
平成22年3月11日本部訓令甲第1号
平成23年2月28日本部訓令甲第2号
平成24年3月9日本部訓令甲第3号
平成25年3月11日本部訓令甲第4号
平成26年3月11日本部訓令甲第8号
平成26年5月30日本部訓令甲第13号
平成27年3月3日本部訓令甲第5号
平成27年7月1日本部訓令甲第9号
平成27年9月28日本部訓令甲第11号
平成28年3月9日本部訓令甲第3号
平成28年9月23日本部訓令甲第9号
平成28年9月28日本部訓令甲第10号
平成29年3月8日本部訓令甲第3号
平成30年3月7日本部訓令甲第3号
平成31年2月26日本部訓令甲第1号
令和2年3月9日本部訓令甲第2号
令和3年3月3日本部訓令甲第3号
令和3年9月28日本部訓令甲第14号
令和3年10月19日本部訓令甲第15号
令和4年3月9日本部訓令甲第5号
令和5年2月22日本部訓令甲第3号
令和5年3月2日本部訓令甲第6号
令和5年9月22日本部訓令甲第14号
令和6年3月7日本部訓令甲第10号
令和7年3月6日本部訓令甲第5号
令和7年9月26日本部訓令甲第18号
令和8年3月5日本部訓令甲第2号
令和8年3月10日本部訓令甲第4号

群馬県警察の組織に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察の組織に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 本部

第1節 組織（第2条）

第2節 職制（第2条の2—第13条）

第3章 署

第1節 組織（第14条—第16条）

第2節 職制（第17条—第30条）

第4章 職員の呼称（第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成11年群馬県公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第64条の規定に基づき、群馬県警察の組織について必要な事項を定めるものとする。

第2章 本部

第1節 組織

（係）

第2条 警察本部（以下「本部」という。）の部の分課（以下この章において「課」という。）、部の附置機関、サイバーセンター及び警察学校（以下「学校」という。）に、係、班又は小隊（以下これらを「係」という。）を別表第1のとおり置き、小隊に、必要により分隊を置く。

2 係の分掌事務は、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けて、所属長が定める。

第2節 職制

（サイバーセンター長）

第2条の2 サイバーセンター長は、警務部参事官兼生活安全部参事官兼地域部参事官兼刑事部参事官兼交通部参事官兼警備部参事官とする。

2 サイバーセンター長は、本部長の命を受け、次の事務を掌理する。

- （1）サイバー事案対策に係る担当課長等に対する指揮及び調整に関すること。
- （2）サイバー事案対策に係る県、市町村、関係団体等との調整に関すること。
- （3）サイバーセンターの事務に関すること。
- （4）その他特命事項に関すること。

3 所属長は、掌理する事務のうち、サイバー事案対策に関すると認められる事項又はサイバーセンターの事務に関する事項については、サイバーセンター長の指揮を受けるものとする。

（総務統括官）

第2条の2の2 警務部総務統括官は、本部長及び警務部長の命を受け、次の事務を掌理する。

- （1）総務事務（警務部総務課、警務部広報広聴課、警務部留置管理課及び警務部情報管理課のつかさどる事務をいう。以下同じ。）の指導、管理及び総合調整に関すること。
- （2）総務事務に関する施策の推進に関すること。
- （3）総務事務に係る関係機関等との連携等に関すること。
- （4）その他特命事項に関すること。

（警務統括官）

第2条の2の3 警務部警務統括官（以下「警務統括官」という。）は、本部長及び警務部長の命を受け、次の事務を掌理する。

- （1）警務事務（警務部警務課、警務部教養課及び警務部厚生課のつかさどる事務をいう。以下同じ。）の指導、管理及び総合調整に関すること。
- （2）警務事務に関する施策の推進に関すること。
- （3）警務事務に係る関係機関等との連携等に関すること。
- （4）その他特命事項に関すること。

2 警務統括官は、警務部参事官兼生活安全部参事官兼地域部参事官兼刑事部参事官兼交通部参事官

兼警備部参事官とし、命を受け、次の事務を総括整理するとともに、関係職員を指揮監督する。

- (1) 警察運営の調査、企画及び調整に関すること。
 - (2) その他特命事項に関すること。
- (会計統括官)

第2条の3 警務部会計統括官は、本部長及び警務部長の命を受け、次の事務を掌理する。

- (1) 会計事務(警務部会計課及び警務部装備施設課のつかさどる事務をいう。以下同じ。)の指導、管理及び総合調整に関すること。
- (2) 会計事務に関する施策の推進に関すること。
- (3) 会計事務に係る関係機関等との連携等に関すること。
- (4) その他特命事項に関すること。

(人身安全対策統括官)

第2条の4 生活安全部人身安全対策統括官(以下「人身安全対策統括官」という。)は、警務部参事官兼生活安全部参事官兼地域部参事官兼刑事部参事官兼交通部参事官兼警備部参事官とする。

2 人身安全対策統括官は、本部長及び主管の部長の命を受け、次の事務を掌理する。

- (1) 人身安全対策に係る担当課長等に対する指揮及び調整に関すること。
- (2) 人身安全対策に係る県、市町村、関係団体等との調整に関すること。
- (3) 生活安全部人身安全対策課(以下「人身安全対策課」という。)のつかさどる事務に関すること。
- (4) その他特命事項に関すること。

3 所属長は、掌理する事務のうち、人身安全対策に関すると認められる事項又は人身安全対策課のつかさどる事務に関する事項については、人身安全対策統括官の指揮を受けるものとする。

(組織犯罪対策統括官)

第2条の4の2 刑事部組織犯罪対策統括官(以下「組織犯罪対策統括官」という。)は、警務部参事官兼生活安全部参事官兼地域部参事官兼刑事部参事官兼交通部参事官兼警備部参事官とする。

2 組織犯罪対策統括官は、本部長及び主管の部長の命を受け、次の事務を掌理する。

- (1) 組織犯罪対策に係る担当課長等に対する指揮及び調整に関すること。
- (2) 組織犯罪対策に係る県、市町村、関係団体等との調整に関すること。
- (3) 刑事部組織犯罪対策第一課(以下「組織犯罪対策第一課」という。)及び刑事部組織犯罪対策第二課(以下「組織犯罪対策第二課」という。)のつかさどる事務に関すること。
- (4) その他特命事項に関すること。

3 所属長は、掌理する事務のうち、組織犯罪対策に関すると認められる事項又は組織犯罪対策第一課若しくは組織犯罪対策第二課のつかさどる事務については、組織犯罪対策統括官の指揮を受けるものとする。

(運転免許統括官)

第2条の5 交通部運転免許統括官(以下「運転免許統括官」という。)は、警務部参事官兼生活安全部参事官兼地域部参事官兼刑事部参事官兼交通部参事官兼警備部参事官とする。

2 運転免許統括官は、本部長及び主管の部長の命を受け、次の事務を掌理する。

- (1) 運転免許事務及び高齢運転者支援に係る担当課長等に対する指揮及び調整に関すること。
- (2) 運転免許事務に係る県、市町村、関係団体等との調整に関すること。
- (3) 交通部運転免許課(以下「運転免許課」という。)及び交通部運転管理課(以下「運転管理課」という。)のつかさどる事務に関すること。
- (4) その他特命事項に関すること。

3 所属長は、掌理する事務のうち、運転免許事務及び高齢運転者支援に関すると認められる事項又は運転免許課若しくは運転管理課のつかさどる事務に関する事項については、運転免許統括官の指揮を受けるものとする。

(危機管理対策統括官)

第2条の6 警備部危機管理対策統括官(以下「危機管理対策統括官」という。)は、警務部参事官兼生活安全部参事官兼地域部参事官兼刑事部参事官兼交通部参事官兼警備部参事官とする。

2 危機管理対策統括官は、本部長及び主管の部長の命を受け、次の事務を掌理する。

- (1) 危機管理対策に係る担当課長等に対する指揮及び調整に関すること。

- (2) 危機管理対策に係る県、市町村、関係団体等との調整に関すること。
- (3) 警備部警備第二課危機管理対策室（以下「危機管理対策室」という。）のつかさどる事務に関すること。
- (4) その他特命事項に関すること。
- 3 所属長は、掌理する事務のうち、危機管理対策に関すると認められる事項又は危機管理対策室のつかさどる事務に関する事項については、危機管理対策統括官の指揮を受けるものとする。
- （国際・捜査支援分析参事官）
- 第2条の7 刑事部国際・捜査支援分析参事官（以下「国際・捜査支援分析参事官」という。）は、警務部参事官兼生活安全部参事官兼地域部参事官兼交通部参事官兼警備部参事官とする。
- 2 国際・捜査支援分析参事官は、本部長及び主管の部長の命を受け、次の事項を掌理する。
- (1) 国際総合対策並びに犯罪捜査の支援及び分析に係る担当課長等に対する指揮及び調整に関すること。
- (2) 国際総合対策並びに犯罪捜査の支援及び分析に係る県、市町村、関係団体等との調整に関すること。
- (3) 刑事部国際・捜査支援分析課（以下「国際・捜査支援分析課」という。）のつかさどる事務に関すること。
- (4) その他特命事項に関すること。
- 3 所属長は、掌理する事務のうち、国際総合対策並びに犯罪捜査の支援及び分析に関すると認められる事項又は国際・捜査支援分析課のつかさどる事務に関する事項については、国際・捜査支援分析参事官の指揮を受けるものとする。
- （課の附置機関の長）
- 第3条 課の附置機関に、長を置き、警視、警部又は警察官以外の職員（以下「警察行政職員」という。）をもって充てる。
- 2 課の附置機関の長は、命を受け、当該課の附置機関の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- （調査官等）
- 第4条 次表第1欄に掲げる所属及び課の附置機関（以下「所属等」という。）に、同表第2欄に掲げる職を置き、同表第3欄に掲げる者をもって充て、職務は同表第4欄に掲げるとおりとする。ただし、調査官、首席サイバー犯罪捜査指導官、首席術科指導官、首席少年支援官、首席国際捜査指導官、首席財務捜査指導官及び首席航空捜査指導官は、必要により置くものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
各所属等	調査官	警視 警部 警察行政職員	命を受け、所属の事務のうち特定事項についての調査、研究、企画、調整及び指導に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
	首席サイバー捜査指導官	警視	命を受け、サイバー捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
総務課	秘書官	警視	命を受け、秘書に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
警務課	企画官	警視	命を受け、警察運営の調査、企画及び調整に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
	給与指導官	警察行政職員	命を受け、給与に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
	法人調整官	警視 警察行政職員	命を受け、警察関係法人の調整に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
広報広聴課	広報官	警視	命を受け、広報及び広聴に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
会計課	予算指導官	警察行政職員	命を受け、会計予算に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。

会計課監査室	監査指導官	警察行政職員	命を受け、会計監査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
装備施設課	施設企画指導官	警察行政職員	命を受け、警察施設の企画に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
厚生課	厚生指導官	警察行政職員	命を受け、厚生に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
	心理指導官	警察行政職員	命を受け、心理指導に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
教養課 術科指導室 学校	首席術科指導官	警視 警察行政職員	命を受け、術科の研究及び指導に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
留置管理課	留置管理指導官	警視	命を受け、留置管理に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
情報管理課	照会センター長	警察行政職員	命を受け、照会センターに関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
生活安全企画課 交通企画課	適正捜査指導官	警視	命を受け、捜査の適正化に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
人身安全対策課	人身安全関連事案対処指導官	警視	命を受け、人身安全関連事案に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
子供・女性安全対策課	少年事件指導官	警視	命を受け、少年事件の捜査及び調査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
	子供・女性安全対策指導官	警視	命を受け、子供及び女性の安全対策に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
人身安全対策課 子供・女性安全対策課 子供・女性安全対策課 児童虐待対策室	首席少年支援官	警察行政職員	命を受け、別に定める少年警察活動に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
生活環境課	生活環境捜査指導官	警視	命を受け、生活環境事犯の捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
地域課	地域指導官	警視	命を受け、地域警察の運営に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
通信指令課	通信指令官	警視	命を受け、110番通報その他の緊急通報に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
刑事企画課	総括適正捜査指導官	警視	命を受け、適正捜査指導官と連携して捜査の適正化に関する事務を総括し、関係職員を指揮監督する。
国際・捜査支援分析課	国際総合対策官	警視	命を受け、国際総合対策に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
	捜査支援分析官	警視	命を受け、犯罪捜査の支援及び分析に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
	首席国際捜査指導官	警視	命を受け、国際捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
捜査第一課 捜査第二課	広域捜査官	警視	命を受け、広域重要事件に係る分析、検討、関係機関に対する通報及び連絡並びに警

捜査第三課 組織犯罪対策第一課 匿名・流動型犯罪グループ対策室 組織犯罪対策第二課 暴力団対策室			察署に対する指揮及び指導に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
捜査第一課	強行犯捜査指導官	警視	命を受け、強行犯の捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
	性犯罪捜査指導官	警視	命を受け、性犯罪の捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
捜査第二課	知能犯捜査指導官	警視	命を受け、知能犯罪及び選挙犯罪の捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
	首席財務捜査指導官	警視	命を受け、財務捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
捜査第三課	盗犯捜査指導官	警視	命を受け、盗犯の捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
	組織窃盗対策官	警視	命を受け、組織窃盗の捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
組織犯罪対策第二課	薬物銃器捜査指導官	警視	命を受け、薬物事犯及び銃器事犯の捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
組織犯罪対策第二課 暴力団対策室	暴力団排除対策官	警視	命を受け、暴力団排除に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
	保護対策官	警視	命を受け、暴力団関係犯罪の被害者、参考人等に対する保護対策に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
鑑識課	足痕跡指導官	警察行政職員	命を受け、足痕跡の鑑定等に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
科学捜査研究所	科学捜査研究官	警察行政職員	命を受け、科学捜査に係る研究及び鑑定に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
交通指導課	交通捜査指導官	警視	命を受け、交通指導取締り及び交通事故事件の捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
交通規制課	交通安全施設整備指導官	警察行政職員	命を受け、交通安全施設の整備に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
運転管理課	聴聞官	警視	命を受け、聴聞に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
警備第一課	警備事件指導官	警視	命を受け、捜査の適正化に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
警備第二課 航空隊	首席 航空捜査 指導官	警視	命を受け、航空捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。

(次席及び副隊長)

- 第5条 課、部の附置機関（隊を除く。）及びサイバーセンター（以下これらを「課等」という。）に、次席を置き、警視、警部又は警察行政職員をもって充てる。
- 2 次席は、命を受け、課等の事務を整理し、特定事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。
- 3 隊（部の附置機関に限る。次項において同じ。）に、副隊長を置き、警部をもって充てる。
- 4 副隊長は、命を受け、隊の事務を整理し、特定事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。
- （課長補佐等）

第6条 次表第1欄に掲げる所属等に、必要により同表第2欄に掲げる職を置き、同表第3欄に掲げる者をもって充て、職務は同表第4欄に掲げるとおりとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
警備第二課 航空隊	副隊長	警部	命を受け、隊長を補佐し、隊の事務を整理し、特定事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。
各課	課長補佐	警部 警察行政職員	命を受け、課長を補佐し、担当事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。
各室	室長補佐	警部 警察行政職員	命を受け、室長を補佐し、担当事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。
高速道路交通警察隊 警備第二課 航空隊	隊長補佐	警部 警察行政職員	命を受け、隊長を補佐し、担当事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。
科学捜査研究所	所長補佐	警部 警察行政職員	命を受け、所長を補佐し、担当事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。
サイバーセンター	適正捜査指導官	警部	命を受け、捜査の適正化に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
	センター長補佐	警部	命を受け、センター長を補佐し、担当事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。
学校	校長補佐	警部 警察行政職員	命を受け、校長を補佐し、担当事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。
捜査第一課 検視官室	検視官	警部	命を受け、室長を補佐し、死体の検視及び取扱いに関する事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。
高速道路交通警察隊	中隊長	警部	命を受け、隊長を補佐し、担当事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。
交通機動隊 高速道路交通警察隊	分駐隊長	警部	命を受け、隊長を補佐し、担当事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。
人身安全対策課 子供・女性安全対策課 子供・女性安全対策課 児童虐待対策室	上席少年支援官	警察行政職員	命を受け、課長又は所長を補佐し、別に定める少年警察活動に関する事務を処理するとともに、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
科学捜査研究所	上席研究員	警察行政職員	命を受け、課長又は所長を補佐し、科学捜査に係る担当する研究及び鑑定に関する事務を処理するとともに、部下職員を監督する。
交通企画課	上席交通巡視員	警察行政職員	命を受け、課長を補佐し、別に定める事務

			を処理するとともに、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
各所属等	サイバー捜査指導官	警部	命を受け、サイバー捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
教養課 術科指導室学校	術科指導官	警部 警察行政職員	命を受け、術科の研究及び指導に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
捜査第二課	財務捜査指導官	警部	命を受け、財務捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
国際・捜査支援 分析課 外事課	国際捜査指導官	警部	命を受け、国際捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
交通企画課 交通安全対策室	交通事故分析官	警部	命を受け、交通事故分析に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
運転免許課	上席免許電算指導員	警察行政職員	命を受け、免許電算に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
警備第二課 航空隊	航空捜査指導官	警部	命を受け、航空捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。

2 前項の表のうち、警察行政職員をもって充てる職（上席少年支援官、上席研究員、上席交通巡視員及び上席免許電算指導員を除く。）に、必要により上席を冠することができる。

（主幹）

第7条 所属に、必要により主幹を置き、警察行政職員をもって充てる。

2 主幹は、命を受け、特定事務を処理し、関係職員を指揮監督する。

（係長等）

第8条 次表第1欄に掲げる所属等の係に、必要により同表第2欄に掲げる職を置き、同表第3欄に掲げる者をもって充て、職務は同表第4欄に掲げるとおりとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
各所属等	係長	警部補 警察行政職員	命を受け、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
国際・捜査支援 分析課 機動捜査隊	班長	警部補	命を受け、班の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊	小隊長	警部補	命を受け、小隊又は分駐隊の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
人身安全対策課 子供・女性安全対策課 子供・女性安全対策課 児童虐待対策室	総括少年支援官	警察行政職員	命を受け、別に定める少年警察活動に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
科学捜査研究所	専門研究員	警察行政職員	命を受け、科学捜査に係る担任する研究及び鑑定に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
交通企画課	総括交通巡視員	警察行政職員	命を受け、別に定める事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。
各所属等	サイバー捜査官	警部補	命を受け、サイバー捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
教養課	術科指導専門官	警部補	命を受け、術科の研究及び指導に関する事

術科指導室 学校		警察行政職員	務を処理し、関係職員を指揮監督する。
捜査第二課	財務捜査官	警部補	命を受け、財務捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
国際・捜査支援 分析課 外事課	国際捜査官	警部補	命を受け、国際捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
警備第二課 航空隊	航空捜査官	警部補	命を受け、航空捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。

(主査)

第9条 所属に、必要により主査を置き、警察行政職員をもって充てる。

2 主査は、命を受け、特定事務を処理する。

(主任等)

第10条 次表第1欄に掲げる所属等の係に、必要により同表第2欄に掲げる職を置き、同表第3欄に掲げる者をもって充て、職務は同表第4欄に掲げるとおりとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
各所属等	主任	巡査部長 警察行政職員	命を受け、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
	主任サイバー捜査員	巡査部長	命を受け、サイバー捜査に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
国際・捜査支援 分析課 機動捜査隊	副班長	巡査部長	命を受け、班の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊	分隊長	巡査部長	命を受け、小隊、分駐隊又は分隊の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
人身安全対策課 子供・女性安全対策課 子供・女性安全対策課 児童虐待対策室	主任少年支援官	警察行政職員	命を受け、別に定める少年警察活動に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
科学捜査研究所	主任研究員	警察行政職員	命を受け、科学捜査に係る担任する研究及び鑑定に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
交通企画課	主任交通巡視員	警察行政職員	命を受け、別に定める事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。
国際・捜査支援 分析課 外事課	主任国際捜査員	巡査部長	命を受け、国際捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
警備第二課 航空隊	主任航空捜査員	巡査部長	命を受け、航空捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。

(係員)

第11条 次表第1欄に掲げる所属等の係に、必要により同表第2欄に掲げる職を置き、同表第3欄に掲げる者をもって充て、職務は同表第4欄に掲げるとおりとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
各所属等	係員	巡査長 巡査	命を受け、担当事務に従事する。

		警察行政職員	
	サイバー捜査員	巡査長 巡査	命を受け、サイバー捜査に関する事務に従事する。
国際・捜査支援 分析課 機動捜査隊	班員	巡査長 巡査	命を受け、班の事務に従事する。
交通機動隊 高速道路交通警 察隊 機動隊	隊員	巡査長 巡査	命を受け、小隊、分駐隊又は分隊の事務に従事する。
人身安全対策課 子供・女性安全 対策課 子供・女性安全 対策課 児童虐待対策室	少年支援官	警察行政職員	命を受け、別に定める少年警察活動に関する事務に従事する。
科学捜査研究所	研究員	警察行政職員	命を受け、科学捜査に係る担任する研究及び鑑定に関する事務に従事する。
国際・捜査支援 分析課	国際捜査員	巡査長 巡査	命を受け、国際捜査に関する事務に従事する。
警備第二課 航空隊	航空捜査員	巡査長 巡査	命を受け、航空捜査に関する事務に従事する。

（交通反則通告センター等）

第12条 交通部交通指導課交通反則通告センター係を群馬県警察交通反則通告センター（以下「交通反則通告センター」という。）とする。

2 交通反則通告センターにおいては、交通反則者に対する通告に係る事務の処理を行う。

3 交通部交通指導課に交通反則通告センター所長及び交通反則通告センター副所長を置き、交通反則通告センター所長には警視を、交通反則通告センター副所長には警部をもって充てる。

4 交通反則通告センター所長は、命を受け、交通反則者に対する通告に係る事務を処理し、関係職員を指揮監督する。

5 交通反則通告センター副所長は、命を受け、交通反則通告センター所長を補佐し、交通反則通告センターの事務を整理するとともに、部下職員を指揮監督する。

（部付等）

第13条 部に部付、サイバーセンターにセンター付、課に課付又は室付、部の附置機関に隊付又は所付、学校に学校付（以下「部付等」という。）を置くことができる。

2 部付等は、命を受け、特定事務を処理する。

第3章 署

第1節 組織

（課及び係）

第14条 警察署（以下「署」という。）に、別表第2に掲げる課（以下この章において「課」という。）及び係（以下この章において「係」という。）を置く。

2 課及び係の分掌事務は、本部長の承認を受けて、警察署長（以下「署長」という。）が定める。

3 署長は、係の分掌事務の範囲内で担任を定めることができる。

（交番等の設置等）

第15条 署長は、規則に規定する交番、駐在所若しくは署所在地又はその他の派出所若しくは検問所を新設し、廃止し、又は所管区を変更する必要があると認めるときは、次の事項のうち必要なものを付して地域部地域課長（以下「地域課長」という。）を経て本部長に上申しなければならない。

- (1) 設置、廃止又は所管区の変更をしようとする理由
 - (2) 名称、位置又は所管区
 - (3) 所管区の面積、人口、世帯数その他所管区情勢の概要
 - (4) 土地及び建物の面積、人口、世帯数その他所管区情勢の概要
 - (5) 所要経費
 - (6) 見取図
 - (7) 関係地域住民の意向その他参考となる事項
- 2 署長は、交番、駐在所等の建物を新築し、若しくは改築し、又は移転しようとするときは、前項に準じて取り扱うものとする。
- (臨時交番等)
- 第16条 署長は、臨時交番、臨時駐在所、臨時警備派出所又は臨時検問所を設置する必要があると認めるときは、地域課長を経て本部長に上申し、その承認を受けなければならない。ただし、設置する期間が7日以内の場合は、本部長の承認は要しない。
- 第2節 職制
- (副署長)
- 第17条 署に、副署長を置き、警視をもって充てる。
- 2 副署長は、署の運営について署長を補佐し、署の事務を整理するとともに、部下職員を指揮監督する。
- (調査官)
- 第17条の2 署に、必要により調査官を置き、警視、警部又は警察行政職員をもって充てる。
- 2 調査官は、命を受け、署における重要な特定の事務を処理し、関係職員を指揮監督する。
- (警務官)
- 第18条 署に、必要により警務官を置き、警視をもって充てる。
- 2 警務官は、命を受け、署における警務警察業務及び留置管理業務の運営に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- (会計官)
- 第19条 署に、必要により会計官を置き、警察行政職員をもって充てる。
- 2 会計官は、命を受け、署における会計業務のうち重要な特定の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- (刑事生活安全官)
- 第20条 署に、必要により刑事生活安全官を置き、警視をもって充てる。
- 2 刑事生活安全官は、命を受け、署における刑事警察業務及び生活安全警察業務の運営に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- (首席少年支援官)
- 第21条 署に、必要により首席少年支援官を置き、警察行政職員をもって充てる。
- 2 首席少年支援官は、命を受け、署における少年警察活動に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- (地域交通官)
- 第21条の2 署に、必要により地域交通官を置き、警視をもって充てる。
- 2 地域交通官は、命を受け、署における地域警察業務及び交通警察業務の運営に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- (事件指導官)
- 第21条の2の2 署に、必要により事件指導官を置き、警視をもって充てる。
- 2 事件指導官は、命を受け、署における事件捜査のうち重要な特定のものに参画し、関係職員を指揮監督する。
- (課長)
- 第22条 課に、課長を置き、警視、警部、警部補又は警察行政職員をもって充てる。
- 2 課長は、命を受け、課の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- (課長代理)
- 第23条 課に、必要により課長代理を置き、警部、警部補又は警察行政職員をもって充てる。

2 課長代理は、命を受け、課の運営について課長を補佐し、課の特定事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

（上席少年支援官及び上席交通巡視員）

第24条 課に、必要により上席少年支援官又は上席交通巡視員を置き、警察行政職員をもって充てる。

2 上席少年支援官は、別に定める少年警察活動に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

3 上席交通巡視員は、別に定める事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

（サイバー捜査指導官）

第24条の2 署に、必要によりサイバー捜査指導官を置き、警部をもって充てる。

2 サイバー捜査指導官は、命を受け、サイバー捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。

（主幹）

第25条 署に、必要により主幹を置き、警察行政職員をもって充てる。この場合においては、第7条第2項の規定を準用する。

（分庁舎所長）

第25条の2 前橋東警察署、富岡警察署、安中警察署、伊勢崎警察署及び桐生警察署に、分庁舎所長を置き、警部補をもって充てる。

2 分庁舎所長は、命を受け、警察署分庁舎における業務に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。

（係長等）

第26条 次表第1欄に掲げる課の係に、必要により同表第2欄に掲げる職を置き、同表第3欄に掲げる者をもって充て、職務は同表第4欄に掲げるとおりとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
各課	係長	警部補 警察行政職員	命を受け、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
生活安全課	総括少年支援官	警察行政職員	命を受け、別に定める少年警察活動に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
交通課	総括交通巡視員	警察行政職員	命を受け、別に定める事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

（サイバー捜査官）

第26条の2 署に、必要によりサイバー捜査官を置き、警部補をもって充てる。

2 サイバー捜査官は、命を受け、サイバー捜査に関する事務を処理し、関係職員を指揮監督する。

（主査）

第27条 署に、必要により主査を置き、警察行政職員をもって充てる。この場合においては、第9条第2項の規定を準用する。

（主任等）

第28条 次表第1欄に掲げる課の係に、必要により同表第2欄に掲げる職を置き、同表第3欄に掲げる者をもって充て、職務は同表第4欄に掲げるとおりとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
各課	主任	巡査部長 警察行政職員	命を受け、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
生活安全課	主任少年支援官	警察行政職員	命を受け、別に定める少年警察活動に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
交通課	主任交通巡視員	警察行政職員	命を受け、別に定める事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

（主任サイバー捜査員）

第28条の2 署に、必要により主任サイバー捜査員を置き、巡査部長をもって充てる。

2 主任サイバー捜査員は、命を受け、サイバー捜査に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

（係員）

第29条 次表第1欄に掲げる課の係に、必要により同表第2欄に掲げる職を置き、同表第3欄に掲げる者をもって充て、職務は同表第4欄に掲げるとおりとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
各課	係員	巡査長 巡査 警察行政職員	命を受け、担当事務に従事する。
生活安全課	少年支援官	警察行政職員	命を受け、別に定める少年警察活動に関する事務に従事する。
交通課	交通巡視員	警察行政職員	命を受け、別に定める事務に従事する。

(サイバー捜査員)

第29条の2 署に、必要によりサイバー捜査員を置き、巡査長又は巡査をもって充てる。

2 サイバー捜査員は、命を受け、サイバー捜査に関する事務に従事する。

(署付)

第30条 署に署付を置くことができる。この場合においては、第13条第2項の規定を準用する。

第4章 職員の呼称

(職員の呼称)

第31条 職員の呼称は、次のとおりとする。

警察官	群馬県警視 群馬県警部 群馬県警部補 群馬県巡査部長 巡査長群馬県巡査 群馬県巡査
警察行政職員	群馬県警察事務職員 群馬県警察技術職員

附 則

1 この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

2 群馬県警察の普通職員の職の設置に関する訓令(昭和42年群馬県警察本部訓令甲第10号)は、廃止する。

附 則(平成11年9月22日本部訓令甲第14号)

この訓令は、平成11年9月29日から施行する。

附 則(平成12年3月10日本部訓令甲第7号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成12年3月17日から施行する。ただし、ハイテク犯罪対策室及び被害者支援室の設置に係る改正規定〔中略〕は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月30日本部訓令甲第13号)

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則(平成13年3月15日本部訓令甲第2号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成13年3月23日から施行する。ただし、警務部総務課公安委員会室、警務部広報広聴課、生活安全部銃器薬物対策課、生活安全部地域課鉄道警察隊及び刑事部刑事総務課の設置並びに警務部総務課留置管理室、生活安全部保安課、生活安全部銃器対策課、生活安全部鉄道警察隊及び刑事部捜査第一課企画指導室の廃止に係る改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月15日本部訓令甲第4号)

この訓令は、平成14年3月20日から施行する。ただし、警務部総務企画課、警務部監察官室、生活安全部生活安全特別捜査隊、刑事部捜査第一課機動捜査隊及び交通部交通指導課暴走族対策室の設置並びに警務部総務課、警務部監察課及び刑事部機動捜査隊の廃止に係る改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年7月24日本部訓令甲第18号)

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成15年1月27日本部訓令甲第29号）

この訓令は、平成15年1月30日から施行する。

附 則（平成15年3月7日本部訓令甲第3号）

この訓令は、平成15年3月14日から施行する。ただし、警務部留置管理課、刑事部刑事企画課、警務部警務課被害者支援室及び刑事部刑事企画課盗犯対策室の設置並びに刑事部刑事総務課及び刑事部刑事総務課被害者支援室の廃止に係る改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月14日本部訓令甲第9号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年1月19日本部訓令甲第2号）

この訓令は、平成16年2月1日から施行する。

附 則（平成16年3月12日本部訓令甲第8号）

この訓令は、平成16年3月18日から施行する。ただし、刑事部組織犯罪対策第一課、刑事部組織犯罪対策第二課、生活安全部生活安全企画課街頭犯罪対策室、刑事部刑事企画課機動捜査隊、刑事部組織犯罪対策第一課国際捜査室、刑事部組織犯罪対策第一課盗犯対策室、刑事部組織犯罪対策第二課暴力団対策室及び刑事部組織犯罪対策第二課銃器薬物対策室の設置並びに生活安全部銃器薬物対策課、刑事部暴力団対策課、刑事部刑事企画課国際捜査室、刑事部刑事企画課盗犯対策室及び刑事部捜査第一課機動捜査隊の廃止に係る改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月11日本部訓令甲第2号）

この訓令は、平成17年3月17日から施行する。ただし、刑事部捜査第三課、生活安全部生活安全企画課サイバー犯罪対策室、刑事部組織犯罪対策第一課暴力団対策室、交通部交通指導課交通捜査指導室及び警備部警備第一課外事特別捜査室の設置並びに生活安全部生活安全特別捜査隊、生活安全部街頭犯罪対策室、刑事部組織犯罪対策第一課盗犯対策室、刑事部組織犯罪対策第二課暴力団対策室及び刑事部組織犯罪対策第二課銃器薬物対策室の廃止に係る改正規定及び第6条中群馬県警察の文書管理に関する訓令第32条の改定規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月10日本部訓令甲第5号）

この訓令は、平成18年3月16日から施行する。ただし、第2条の改正規定、組織犯罪対策統括官、刑事部機動捜査隊、生活安全部生活安全企画課安全安心まちづくり室、生活安全部地域課地域指導室、生活安全部地域課通信指令室、刑事部捜査第一課国際捜査室及び刑事部捜査第二課広域知能犯捜査室の設置に係る改正規定並びに国際・組織犯罪対策統括官、生活安全部通信指令課、刑事部刑事企画課機動捜査隊、刑事部組織犯罪対策第一課国際捜査室、刑事部組織犯罪対策第一課暴力団対策室及び交通部交通指導課交通反則通告センターの廃止に係る改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月7日本部訓令甲第2号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年3月14日から施行する。ただし、警備部外事課、警務部警務課国際対策室、生活安全部生活安全企画課生活安全特別捜査隊、交通部交通企画課交通安全対策室及び交通部運転免許課運転免許試験室の設置に係る改正規定、交通部運転免許試験課及び警備部警備第一課外事特別捜査室の廃止に係る改正規定並びに吏員の廃止に係る改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現に改正前の群馬県警察職員の任命等の発令形式及び辞令様式に関する訓令第2条及び第3条の規定による次表の左欄に掲げる呼称又は職の発令がなされている者（平成19年4月1日付けで発令がなされた者を除く。）は、改正後の群馬県警察職員の任命等の発令形式及び辞令様式に関する訓令第2条及び第3条の規定による同表右欄に掲げる呼称又は職の発令がなされたものとみなす。

旧呼称又は旧職	新呼称又は新職
群馬県警察事務吏員 主事群馬県警察事務吏員 上席少年警察補導員群馬県警察事務吏員	群馬県警察事務職員

総括少年警察補導員群馬県警察事務吏員 少年警察補導員群馬県警察事務吏員 群馬県警察事務主事	
群馬県警察技術吏員 科学捜査研究官群馬県警察技術吏員 上席研究員群馬県警察技術吏員 専門研究員群馬県警察技術吏員 主任研究員群馬県警察技術吏員 研究員群馬県警察技術吏員 群馬県警察自動車整備技師 群馬県警察通信技師 群馬県警察調理技師	群馬県警察技術職員
主任事務主事 主任通信技師 主任調理技師	主任
主事 自動車整備技師	係員

附 則（平成19年9月21日本部訓令甲第18号）

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月6日本部訓令甲第3号）

この訓令は、平成20年3月14日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 総務企画課業務管理指導室、広報広聴課被害者支援室、会計課装備管理室、教養課術科指導室、刑事企画課国際捜査室及び交通指導課交通捜査室の設置に係る改正規定、警務課被害者支援室、捜査第一課国際捜査室及び交通指導課交通捜査指導室の廃止に係る改正規定並びに犯罪抑止対策実施本部の継続に係る改正規定 平成20年4月1日
- （2） 情報公開指導官の設置に係る改正規定、交通捜査官、地域官、交通官及び交通事故捜査指導官の廃止に係る改正規定並びに少年事件捜査指導官を少年事件指導官に改称する改正規定 平成20年3月19日

附 則（平成21年3月13日本部訓令甲第8号）

この訓令は、平成21年3月19日から施行する。ただし、警察本部の部の分課及びその附置機関の設置及び廃止（移管を含む。）に係る改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月25日本部訓令甲第17号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月11日本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成22年3月18日から施行する。ただし、警察本部の部の分課及びその附置機関の設置及び廃止に係る改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月28日本部訓令甲第2号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成23年3月9日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則等の一部を改正する規則（平成23年群馬県公安委員会規則第1号）の改正規定に係る改正規定（交通部総合センター長に係る改正規定を除く。）並びに警察署の統合及び管轄変更に係る改正規定 平成23年3月16日

- （2） 略

（経過措置）

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成24年 3 月 9 日本部訓令甲第 3 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成24年 3 月15日から施行する。〔以下略〕

（経過措置）

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成25年 3 月11日本部訓令甲第 4 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成25年 3 月18日から施行する。〔以下略〕

（経過措置）

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成26年 3 月11日本部訓令甲第 8 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成26年 3 月18日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成26年 5 月30日本部訓令甲第13号）

この訓令は、平成26年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月 3 日本部訓令甲第 5 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成27年 3 月 9 日から施行する。〔以下略〕

（経過措置）

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成27年 7 月 1 日本部訓令甲第 9 号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成27年 9 月28日本部訓令甲第11号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 9 日本部訓令甲第 3 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成28年 3 月18日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成28年 9 月23日本部訓令甲第 9 号）

この訓令は、平成28年 9 月30日から施行する。

附 則（平成28年 9 月28日本部訓令甲第10号）

この訓令は、平成28年 9 月30日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 8 日本部訓令甲第 3 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成29年 3 月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成30年3月7日本部訓令甲第3号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年3月16日から施行する。ただし、第1条中群馬県警察の組織に関する訓令別表第1警務課の部の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成31年2月26日本部訓令甲第1号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成31年3月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（令和2年3月9日本部訓令甲第2号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年3月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（令和3年3月3日本部訓令甲第3号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年3月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（令和3年9月28日本部訓令甲第14号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（令和3年10月19日本部訓令甲第15号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和4年3月9日本部訓令甲第5号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年3月18日から施行する。ただし、高崎北警察署の設置に係る改正規定及び警務部警務課高崎北警察署開設準備室の廃止に係る改正規定については、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、

群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（令和5年2月22日本部訓令甲第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年3月3日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（令和5年3月2日本部訓令甲第6号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年3月3日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（令和5年9月22日本部訓令甲第14号）

（施行期日）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（令和6年3月7日本部訓令甲第10号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年3月15日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（令和7年3月6日本部訓令甲第5号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年3月18日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（令和7年9月26日本部訓令甲第18号）

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和8年3月5日本部訓令甲第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和8年3月17日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（令和8年3月10日本部訓令甲第4号）

この訓令は、制定の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

所属	係、班又は小隊
----	---------

	課の附置機関・分駐隊	
総務課		庶務係
		秘書係
		渉外係
	公安委員会室	公安委員会事務係
	取調べ監督指導室	取調べ監督指導係
警務課		庶務係
		企画係
		デジタル化推進係
		人事係
		給与係
		法人調整係
	警察官採用推進室	採用係
広報広聴課		庶務係
		広報係
		文書係
		企画・指導係
		相談係
	犯罪被害者支援室	犯罪被害者給付係
		犯罪被害者支援係
会計課		庶務係
		予算係
		調度・契約係
	監査室	監査係
		出納係
装備施設課		庶務係
		装備係
		車両整備係
		企画・指導係
		財産活用係
		営繕係
教養課		庶務係
		教養資料係
		学校・職場教養係
	術科指導室	術科企画係
		術科指導係
		術科推進係
厚生課		庶務・管理係
		保健係
		審査係
		厚生係
		生協係
		共済係
監察課		庶務係
		表彰係
		監察係
	訟務室	訟務第一係

		訟務第二係
留置管理課		庶務係
		企画係
		指導係
		護送係
		支援係
		機動支援係
	前橋留置施設	管理係
		看守第一係
		看守第二係
情報管理課		庶務係
		照会センター係
		情報企画係
		システム開発係
		システム運用係
		情報セキュリティ係
生活安全企画課		庶務係
		企画・指導係
	許可等事務管理室	許可等企画係
		許可等第一係
		許可等第二係
	犯罪抑止対策室	分析係
		特殊詐欺対策係
		安全安心まちづくり係
人身安全対策課		庶務係
		企画・指導係
		虐待対策係
		行方不明対策係
		ストーカー・配偶者暴力対策係
		特別対策係
子供・女性安全対策課		庶務係
		企画・指導係
		子供・女性特別捜査係
		少年サポートセンター係
	児童虐待対策室	対策第一係
		対策第二係
		保護係
生活環境課		庶務係
		企画係
		経済・環境事犯特別捜査係
		風俗事犯特別捜査係
地域課		庶務係
		雑踏警備・救助係
		企画係
		指導係
		職務質問技能教導班
	鉄道警察隊	運用係

		鉄道警察係
通信指令課		庶務係
		企画・運用係
		有線通信係
		通信指令係
刑事企画課		庶務係
		企画係
		指導係
		手配共助係
		事件管理係
国際・捜査支援分析課		庶務係
		企画係
		国際対策係
		通訳センター係
		国際捜査係
		情報分析係
		統計係
		手口係
		システム係
	機動捜査隊	機動捜査班
捜査第一課		庶務係
		事件指導係
		特殊第一係
		特殊第二係
		強行犯係
		性犯罪捜査係
		重要事件特別捜査係
	検視官室	指導係
		検視係
捜査第二課		庶務係
		企画・指導係
		告訴・告発事件捜査係
		知能犯特別捜査係
		一般知能・選挙係
捜査第三課		庶務係
		企画・指導係
		盗犯係
		組織窃盗捜査係
		広域窃盗捜査係
組織犯罪対策第一課		庶務係
		企画係
		犯罪収益対策係
	匿名・流動型犯罪グループ対策室	指導係
		匿名・流動型犯罪グループ対策係
		特殊詐欺等捜査第一係
		特殊詐欺等捜査第二係

		特殊詐欺連合捜査係
組織犯罪対策第二課		庶務係
		事件指導係
		薬物銃器事犯特別捜査係
	暴力団対策室	暴力団排除係
		暴力団情報分析・指定係
		暴力団特別捜査係
鑑識課		庶務係
		企画・指導係
		警察犬係
		機動鑑識係
		指紋第一係
		指紋第二係
		足痕跡係
		写真係
科学捜査研究所		庶務係
		企画・指導係
		法医係
		心理係
		文書鑑定係
		化学係
		物理係
		画像解析係
交通企画課		庶務係
		企画係
	交通安全対策室	安全係
		高齢者対策係
		事故分析係
		交通安全教育係
交通指導課		庶務係
		企画係
		自転車・小型モビリティ対策係
		駐車対策係
		交通反則通告センター係
		指導係
		特別捜査係
		交通鑑識係
交通規制課		庶務係
		管理・指導係
		規制係
		施設係
		管制係
運転免許課		庶務係
		免許係
		適性検査係
		学科試験係
		技能試験係

運転管理課		庶務係
		行政処分係
		行政処分登録係
		一般講習係
		教習所係
	高齢運転者支援室	企画係
		検査・講習係
交通機動隊		庶務係
		運用係
		交通機動第一小隊
		交通機動第二小隊
		交通機動第三小隊
	東毛分駐隊	交通機動小隊
高速道路交通警察隊		庶務係
		運用係
		トンネル管制係
		高速交通警察小隊
	松井田分駐隊	高速交通警察小隊
	沼田分駐隊	高速交通警察小隊
警備第一課		庶務係
		企画係
		情報係
		サイバー攻撃対処係
	ローン・オフエンダー等対策室	対策係
		事件係
警備第二課		庶務係
	警衛警護室	企画情報係
		指導係
		実施管理係
	危機管理対策室	企画・指導係
		警備実施係
		対策第一係
		対策第二係
		対策第三係
		対策第四係
		対策第五係
		対策第六係
		対策第七係
		対策第八係
		対策第九係
	航空隊	管理・飛行係
		企画特務係
		整備係
外事課		庶務係
		事件係
	情報戦略室	情報第一係
		情報第二係

	国際テロリズム対策室	対策第一係
		対策第二係
機動隊		庶務係
		機動第一小隊
		機動第二小隊
サイバーセンター		庶務係
		企画・人材育成係
		情報係
		解析指導係
		指導係
		捜査支援係
		特別捜査係
警察学校		庶務係
		寮務係
		教務係
		学生係
		術科係
		保健指導係

別表第2（第14条関係）

署	課	係
前橋東警察署 高崎警察署 伊勢崎警察署 太田警察署 桐生警察署	警務課	警務係
		警察安全相談管理係
		犯罪被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係
	地域課	地域係
	刑事第一課	総務係
		刑事係
		鑑識係
	刑事第二課	総務係
		刑事係
前橋警察署	交通課	交通係
	警備課	警備係
	警務課	警務係
		警察安全相談管理係
		犯罪被害者支援係
		留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係
	地域課	地域係
	刑事第一課	総務係
		刑事係
		鑑識係
	刑事第二課	総務係
		刑事係
	交通課	交通係

	警備課	警備係
高崎北警察署 大泉警察署 館林警察署 渋川警察署	警務課	警務係
		警察安全相談管理係
		犯罪被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係
	地域課	地域係
	刑事課	総務係
		刑事係
		鑑識係
	交通課	交通係
	警備課	警備係
藤岡警察署 富岡警察署 安中警察署 沼田警察署	警務課	警務係
		警察安全相談管理係
		犯罪被害者支援係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係
	地域課	地域係
	刑事課	総務係
		刑事係
		鑑識係
	交通課	交通係
	警備課	警備係
吾妻警察署 長野原警察署	警務課	警務係
		警察安全相談係
		犯罪被害者支援係
	会計課	会計係
	地域課	地域係
	刑事生活安全課	総務係
		刑事生活安全係
		鑑識係
	交通課	交通係
	警備課	警備係